

Title	イギリス外交と英仏協商交渉、一九〇三-一九〇四年： モロッコに関する秩序の構築
Sub Title	British diplomacy and the negotiation of Anglo-French Entente, 1903-1904 : the construction of order on Morocco
Author	谷, 一巳(Tani, Kazushi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2014
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.103, (2014. 12) ,p.267- 299
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20141215-0267

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリス外交と英仏協商交渉、一九〇三—一九〇四年

——モロッコに関する秩序の構築——

谷 一 巳

- 一 はじめに
- 二 モロッコ問題の浮上
 - (一) モロッコ問題の起源
 - (二) モロッコにおけるイギリスとフランスの立場
- 三 英仏協商とモロッコ
 - (一) 英仏間の緊張緩和とモロッコ情勢の悪化
 - (二) 交渉の開始と両国の基本的な立場
 - (三) 沿岸部の中立化
 - (四) スペイン政府への配慮
 - (五) 通商上の権利の尊重
- 四 英仏協商の締結とその影響
 - (一) 交渉の停滞
 - (二) 交渉の加速
 - (三) 英仏協商の締結
 - (四) 英仏協商への反応と「三国協商」の成立
- 五 おわりに

一 はじめに

一九〇四年四月八日に締結された英仏協商は、両国の植民地をめぐる紛争に終止符を打つとともに、対立と衝突を経験しながらも、二度の世界大戦を経て現在にまで至る両国間の友好の布石となった。一九世紀から世界中の様々な地域で対立し、世紀末には緊張が頂点に達していた両国の関係は、大きく改善する方向へ動いたのである。このように英仏協商は、両国の関係史において重要な意味を持つ出来事であった。

確かに、イギリスにとってはロシアもフランスと並ぶ最大のライバルであった。しかしイギリスとロシアの利害が衝突していたのは主にユーラシア大陸の内部であり、大洋を越えて他の地域に拡大することは少なかった。一九〇〇年代にイギリスとの関係を悪化させたドイツも目立った植民地を保有しておらず、この時代に限れば英独関係は英仏関係ほどの影響力を持たなかったといえる。英仏協商の締結は両国の間だけでなく、国際政治の観点からも極めて意義深い出来事だったのである。

英仏両国間の交渉は、一九〇三年七月七日に行われたランスダウン侯爵 (Henry Charles Keith Pety-FitzMaurice, 5th Marquess of Lansdowne) とデルカッセ (Théophile Delcassé) の両国外相による会談を契機に始まり、フランスの駐英大使であるカンボン (Paul Cambon) を交えて進んだ。ランスダウンは陸相としてボーア戦争を経験したことから、従来の「孤立主義」に対する危険性を強く感じていた。そこで前任者のソールズベリよりも積極的に、各国との関係の再調整を試みたのである。⁽¹⁾

第三共和制下では異例の七年間にわたって外相の地位を担ったデルカッセは、かねてから外交や植民地問題の論客として知られた政治家であった。彼のイギリス観は明白であり、フランスにとってライバルであるが敵 (an enemy)

ではなく、ましてや宿敵 (the enemy) ではないと考えていた。フランスの地中海国家としてのアイデンティティを強く意識していた彼にとって、海軍大国イギリスとの険悪な関係は頭痛の種であった。彼の最終的な目標は、露仏同盟にイギリスを加えた三国によって、ドイツに対抗することだった。⁽²⁾

チュニジアでの勤務から外交官としてのキャリアをスタートさせたカンボンは、一八九〇年代にはフランス外務省に存在した政策形成に大きな影響を与える外交官グループの一員になっていた。かねてから彼は、仏伊両国とイギリスとの間での協商締結を提言していた。そのため、デルカッセが外相に就任した直後にカンボンを駐英大使に任命したことは、新外相の目標が英仏関係の改善にあることを如実に示す人事だと考えられた。⁽³⁾

外相会談後の交渉では世界中に広がる両国の利害の衝突が調整されたが、最も重要な問題はモロッコとエジプトであった。すなわち、フランスにとっては前者における自らの優越をイギリスに認めさせること、イギリスにとっては後者における自らの恒久的な支配をフランスに認めさせることが関係を改善する大前提だったのである。中でもモロッコは、地理的な重要性から他の国々の関心も引きつけていた。当時のモロッコでは国内情勢が極度に混乱していた上、エジプトとは異なって特定の国が確固たる勢力を築いているわけでもなかった。ヨーロッパ諸国の利害や野心が複雑に絡み合うモロッコは、協商で交渉された地域の中では例外的に他国の存在が強調された地域となった。モロッコに関してイギリスは、交渉相手であるフランスだけでなく、領土を持ち地理的にも近接するスペインや、積極的な対外政策を進めていたドイツにも目を配る必要があったのである。

本稿の目的は、イギリス外交にまつてのモロッコ問題の意味を考察しながら、イギリス外務省の視点を中心にこの問題をめぐる英仏交渉の過程を論じること、いかにしてこの地域が二〇世紀初頭に国際政治の焦点となったかを明らかにすることである。それゆえ、ランズダウンとカンボンの会談が記述の中心となる。⁽⁴⁾

英仏協商に関する研究は膨大に蓄積されている。⁽⁴⁾ところが、先述のように他の地域とは異なる意味合いを持ったモ

ロッコを切り取った研究は見当たらない。モロッコは一九〇〇〜一九一〇年代にかけて二度のモロッコ事件の舞台として脚光を浴びており、英仏協定の観点から当時のモロッコの位置付けを図ることは価値があると言えよう。

二 モロッコ問題の浮上

(一) モロッコ問題の起源

地中海世界の近代史を概観する上で圧倒的な存在感を見せるのが、オスマン帝国である。バルカン半島を足掛かりにヨーロッパへ進出したオスマン帝国は、北アフリカでも広大な地域を支配下に置いた。モロッコはその支配を受けなかつたものの、ヨーロッパ諸国としてはオスマン帝国との力関係を考えれば、うかつに干渉できなかつた。

ところが、一九世紀に入るとオスマン帝国の衰退の兆しが顕著に現れるようになった。こうして一九世紀のヨーロッパ国際政治では、いわゆる「東方問題」⁶⁾が焦点となった。バルカンや中東に比べて「東方問題」の観点からはそれほど注目されない北アフリカでも、オスマン帝国は撤退を余儀なくされた。その空隙を突いてフランスは一八三〇年にアルジェリアの植民地化を開始し、一八九〇年代から一九〇〇年代初頭（以下では世紀転換期と表記する）にかけて、北西アフリカに広大な植民地帝国を形成した。

周辺地域への帝国主義的な進出が進む一方で、モロッコへの経済的な進出も進んでいた。一八世紀半ばに結ばれたデンマークとの通商協定を皮切りに、一九世紀半ばにかけて同様の協定がイギリス、スペイン、フランスとの間でもそれぞれ締結された。このような協定によって拡大した貿易から得た関税収入はモロッコの家財政を支えていたが、外国人に対する免税特権や治外法権の付与を迫られる側面もあつた。

ヨーロッパ諸国による進出の圧力を受けたモロッコは、近代化によって対処しようとした。ところがこの時期の非ヨーロッパ諸国が軒並み直面したように、改革は財政破綻と対外債務の累積を招き、国内では排外運動と反政府運動が激化した。こうしてモロッコでは世紀転換期にかけて政府が統治能力を喪失したため、戦略上の要衝であると同時にヨーロッパに近接するモロッコの不安定化を阻止しようと、各国が我先にと進出を図るようになったのである。⁶⁾

(二) モロッコにおけるイギリスとフランスの立場

これらの国々の中でもイギリスは、フランスやスペインのようにモロッコに領土を有しているわけではなかった。イギリスのモロッコにおける関心は、ジブラルタル海峡の安全保障と通商の自由に大きく分けることができる。

一七一三年にジブラルタルを獲得したイギリスは、この地を海軍基地として整備した。ジブラルタル海峡はイギリス本国からエジプト、インドへ至る「帝国の道」の要衝であり、まさに大英帝国の存亡に関わる戦略拠点であった。それゆえフランスやスペインと同様に、モロッコの安定はイギリスにとつても重要だった。イギリスはモロッコの沿岸部が他の列強の支配下に入ることに對して、強い懸念を示した。⁷⁾ジブラルタルの周辺に他国の強力な海軍が存在することは認められなかったのである。この点は、協商交渉の中でイギリスがモロッコ沿岸部の中立化を主張したことに繋がる。また、ジブラルタルを囲むスペインとの関係も、交渉の中では常に考慮されることとなった。

モロッコの最大の貿易相手国であったイギリスは、排他的な勢力圏の確立よりも自由貿易が維持されることを望んだ。⁸⁾一九〇三年のモロッコの貿易額にイギリスが占める割合は四〇%を超え、一〇%に満たないドイツやスペインはもちろん、フランスの三一%（アルジェリアの対モロッコ貿易額を含む）⁹⁾をも凌駕していた。そのためイギリスは、交渉の過程で通商上の利益が尊重されることを強く求めたのである。

また、フランスやスペインのように領土や勢力圏を持っていなかったとはいえ、イギリスには内政改革や借款によ

るモロッコへの影響力があった。例えば、スルタンの軍事顧問として活躍していたマクリーン (Kaid Maclean) の存在は、イギリスが宮廷に影響力を及ぼす上で役立った。若年のスルタンから絶大な信頼を受けた彼は、モロッコ軍の事実上の最高司令官となっていた。マクリーンはスルタンの依頼によって、一九〇二年秋にイギリスを訪問して借家や鉄道の敷設に関してイギリス政府と交渉しており、イギリスとスルタンを結び付ける強力なパイプになっていたことが窺える。⁽¹⁰⁾

本節で論じたように、イギリスはモロッコの周辺に領土を持つフランスやスペインとは異なる形で、この地域に対する影響力を持っていた。すなわち、大きな貿易額とマクリーンを通じたスルタンとの直接的な繋がりによって、特殊な立場にあったと言える。このようなイギリスの異質な進出に対して、フランスやスペインは領土や勢力圏を持ち、文字通り進出していた。交渉相手であるフランスについては本節で引き続き述べ、スペインやドイツの立場については適宜触れることとしたい。他にイタリアやロシア、アメリカもモロッコに対する関心を抱いていると考えられたが、これらの国々はモロッコの将来を左右するほどの影響力を持っていたわけではなく、本稿では紙幅の都合上割愛する。フランスは先述のとおりアルジェリアを領有し、北西アフリカに広大な植民地帝国を築いていた。ところが、その唯一といっても良い例外がモロッコであった。歴史学者テイラー (A.J.P. Taylor) の言葉を借りれば、フランスにとってモロッコとは「アルジェリアの無秩序な隣人、北アフリカ植民地帝国の欠けた一片 (the anarchic neighbour of Algeria, and the missing piece in France's North African Empire)」⁽¹¹⁾ だったのである。それゆえフランスは、モロッコに対して並々ならぬ関心を抱いていた。

前節で述べたようにモロッコが不安定化したことは、テイラーの言う「北アフリカ植民地帝国」を抱えるフランスにとって好ましくない状況であった。アルジェリアの国境地帯ではフランス人がモロッコ側の部族民に襲撃される事件が発生しており、情勢は悪化の一途をたどった。さらにファシヨダ事件を経て、フランス議会ではアフリカ・ロ

ビーの活動が活発化し、モロッコへの関心を強めていた。⁽¹²⁾

このようにアルジェリアを領有するフランスにとっては、モロッコの安定に加えて、領土の併合を伴わなくとも他国に優越した立場を確保することが必要だった。さらに、ファシヨダ事件で煽られた植民地主義的な野心を満たす必要もあったのである。

三 英仏協商とモロッコ

(一) 英仏間の緊張緩和とモロッコ情勢の悪化

今でこそドイツを含めた三国の協調によってヨーロッパの国際政治を主導しているイギリスとフランスであるが、歴史的には必ずしも良好な関係を保ってきたわけではなかった。むしろ、二〇世紀初頭までは互いに最大の敵と見なすことの方が多かったと言える。

世紀転換期にかけて、イギリスとフランスの間の懸案事項は植民地をめぐる様々な地域での対立であった。当時のイギリスにとっては、南下政策を進めるロシアに加えて、フランスが最大の敵だった。特に一八九八年のファシヨダ事件では、両国軍が現在の南スーダンに位置するファシヨダで対峙し、一触即発の危機となった。このような中でモロッコ情勢が急速に不安定化し、ヨーロッパ諸国による介入の可能性が高まったのである。

ファシヨダ事件後のフランスでは、徐々に植民地政策や外交政策が政治論議の中心を占めるようになり、植民地派 (*parti colonial* あるは *groupe colonial*) というグループが成立したほか、フランス・アフリカ委員会 (*Comité de l'Afrique Française*)⁽¹³⁾ は月刊誌を刊行して世論の啓発を試みた。一八九八年には、かねてから植民地主義者として活躍していた

デルカッセが外相に就任した⁽¹⁴⁾。フランス政界がドレフュス事件や政教分離をめぐる対立で混乱する中、議会や閣僚の束縛を受けずに広範な行動の自由を得たデルカッセの強い指導力の下で、フランスはモロッコに関する国際的な合意形成を試みた⁽¹⁵⁾。

デルカッセの外相就任によって影響力が頂点に達した植民地派は、イギリスとの間でエジプトとモロッコを取引す内容の植民地協定を締結したいと考えていた。こうして両国間では、イギリスがフランスのモロッコにおける優越を認める一方で、フランスがモロッコにおける現状維持を尊重すると同時に、イギリスによるエジプトの占領という既成事実を認めることが基本的な路線となったのである⁽¹⁶⁾。

一九〇二年七月二三日にはカンボンがランズダウンとの会談（以下断りのない場合、会談とはランズダウンとカンボンの会談である）の中でモロッコに言及し、翌月からは本格的な議論が開始された⁽¹⁷⁾。八月六日に行われた会談の中でカンボンは、フランスのモロッコにおける利益を強調した。他方でイギリスの利益は、彼の見解では大西洋沿岸の貿易港タンジールに限られ、しかも「純粹に経済的なもの」であった。そこで、この港を国際的に開放するのが最善の策であると考えていた。ランズダウンは会談の内容が「極めて重要であり、閣僚に諮らなければ回答できない」と答えた⁽¹⁸⁾。ただしこの会談以降、英仏間の交渉は停滞した。その理由は大きく二つある。第一にイギリス政府が夏季休暇に入り、休暇が終わった後も教育法案などの審議が優先され、英仏関係に取り組む余裕がなかったことである⁽¹⁹⁾。第二に、フランス側もスペインとの交渉を優先させた。一月には両国間で合意が成立したが、後述のとおりスペインでの政権交代によって合意は反故にされてしまった。そのため、デルカッセはスペインの考えが変わるのを待つか、自らの考えを変えてイギリスとの交渉を進めるかの選択を迫られた。

一九〇二年の秋から年末にかけて、モロッコではスルタンに対する反乱が激化した⁽²⁰⁾。フランスとしては、不安定化を阻止するために積極的に介入すれば、反乱をモロッコへの進出に利用したと見られかねなかった。そこでデルカッ

セはイギリスへの接近を強めた。彼の指示でランズダウンと会談したカンボン⁽²¹⁾は、モロッコへの干渉が不可避になった場合には「利害を持つ国」のみが参加すべきであり、「干渉を過度に国際化する事は誤りである」と主張した。ここでランズダウンは「利害を持つ国」という言葉の意味するところを質し、大使は躊躇せずドイツの排除を念頭に置いていと述べた。ランズダウンはイタリアのモロッコにおける権益に言及したが、「イタリアは何の権益も持たない」という回答を得た。これによってランズダウンは、フランスとイタリアの間で既にモロッコに関する合意が成立していることを確信した。こうしてモロッコに関する交渉がイギリスとフランスの間で進められることとなったのである。⁽²¹⁾

(二) 交渉の開始と両国の基本的な立場

一九〇三年に入ると、イギリスは明らかに英仏関係の改善へと舵を切った。特に世論への影響力が大きく、また世論の動向に敏感なチェンバレン植民地相がドイツとの同盟の希望を捨て、フランスとの関係改善に転向したことはカンボンに歓迎された。⁽²²⁾ フランスでイギリスとの間の相互理解が深まることへの期待が強まると同時に、イギリス側でもモロッコとエジプトを関連づけて交渉すべきだという議論が為されるようになった。⁽²³⁾

この年の三月、イギリス国王エドワード七世 (King Edward VII) は毎年恒例の地中海でのクルーズを間近に控えていた。しかし今回の航海には彼にとって特別な意味があった。航海からの帰路に、フランスを訪問しようと考えていたのである。五月初めにパリを訪問した国王に対して当初パリ市民は罵声を浴びせかけたが、国王の社交的な態度や流暢なフランス語での演説は彼らの感情を一変させた。⁽²⁴⁾ 彼のフランス訪問は英仏両国で高く評価され、デルカッセや植民地派にとっても交渉を進めるきつかけとなったのである。⁽²⁵⁾

七月に入るとフランスのルーベ (Famie Loubet) 大統領の返礼訪問に随行するデルカッセが、七日の午前中にラン

ズダウンと会談することが決まった。デルカッセの訪問は英仏間の交渉がより重要な段階へ進むために必要なステップだと考えられていた。そのため、カンボンはデルカッセとイギリス政府要人との会談を次々と手配し、ランズダウンとの会談を取り付けた後は、チェンバレンとの会談の調整に奔走した。⁽²⁶⁾

ランズダウンとデルカッセの会談のいわば地ならしが行われたこの時期に、カンボンは予期せぬ人物からの支援を受けた。ちょうどイギリスを親善訪問していた、フランス国民議会のエティエンヌ (Eugène Etienne) 副議長であった。⁽²⁷⁾ アルジェリアを基盤とするこの有力政治家は、一八八九―一八九二年にかけて海軍・植民地省で政務次官を務めた経験があり、英仏協商締結への大きな原動力となった植民地派の指導者でもあった。⁽²⁸⁾

二日、エティエンヌはランズダウンとの会談に臨んだ。この会談はまさに協商交渉の「舞台稽古 (dress rehearsal)」⁽²⁹⁾ であり、協商交渉で取り上げられた全ての論点がこの会談の議題となった。まずはエティエンヌが口火を切り、アルジェリアを支配しているためにフランスはモロッコにおいて支配的な立場を持たなくてはならない一方で、モロッコを併合する意思はないと述べた。ランズダウンもフランスのモロッコにおける特別な立場に理解を示し、会談は和やかな雰囲気が進んだ。エティエンヌが英仏の間には真に重要な相違点はなく、今こそ協調すべき機会だと述べたのに対して、ランズダウンも彼の協定に対する熱意とモロッコ問題に関する穩健さに感銘を受けた。そして会談の最後に、エティエンヌは重要なテーマに言及した。

彼は「ヨーロッパの平和に対する最大の脅威はドイツであり、英仏間の相互理解だけがドイツの野心を封じ込められる手段だ」と説いた。さらに彼は、もしこのような相互理解が実現すれば、イギリスは「フランスのロシアに対する強い影響力を利用して、ロシアとの間の問題から解放される」という考えを明かした。⁽³⁰⁾ このようにフランス——少なくともエティエンヌのような影響力のある人物——にとってイギリスとの協商とは、両国間の関係改善をもたらすだけでなく、フランスの同盟国であるロシアも巻き込み、台頭著しいドイツを抑止する手段としての意味合いが強

かったと言える。

七月六日には、ルーベ一行がイギリスに到着した。⁽³¹⁾翌七日にはデルカッセがランズダウンと予定通り会談し、モロッコ以外にも両国間の様々な問題について議論を交わした。デルカッセはフランスにとつてモロッコ問題が最も重要であることを明言して、フランスの政策がイギリスによって妨害されない保障を望むと伝えた。最終的に二人は、「両国間の相違点が必ずしも調整不可能なものではない」という点で一致した。こうしてランズダウンとデルカッセの外相会談を経て、両国の間で協商に向けた交渉が本格化した。⁽³²⁾

では、両国はモロッコに関して何を求めたのか。フランスは、自国の支配下にあるアルジェリアが長い国境線でモロッコと接していることから、この地域の現状維持を強く望み、列強の進出を警戒していた。そのためフランスは、「スルタンの権威が低下してモロッコが混乱する中で、イギリスがフランスの政策を妨げない」という保障を求めた。⁽³³⁾

この目的のためにフランスが採った戦略が、エジプトとモロッコを一体として交渉するという方法であった。一八七〇年代からエジプトでは財政状況が極度に悪化し、英仏両国によって財政が管理される事態に陥っていた。ところが一八八二年、アレクサンドリアでの暴動に対してイギリスは単独で介入し、エジプトを実質的に保護国化した。これに対して、財政の共同管理から排除されたフランスは不満を抱いていたのである。そこでフランスでは、エジプトにおける権益を放棄する代償として、モロッコにおける行動の自由をイギリスに認めさせようとする考え方が、植民地派を中心に広まっていた。⁽³⁴⁾

イギリスは遅くとも一九〇〇年にはこのような植民地派の考え方と、その勢力の拡大を把握していたため、七月七日の両国外相会談の内容をエジプトの「事実上の支配者」と言われたクローマー伯爵 (Evelyn Baring, 1st Earl of Cromer) に伝え、意見を聴取した。これに答える中で、彼はエジプトにおけるフランスの譲歩に対する代償として、イギリスはモロッコにおいて譲歩すべきであると論じた。クローマーの考えではモロッコの現地政権がいずれ崩壊す

るのは不可避であり、問題はモロッコがどの列強の勢力下に入るかということであった。イギリスにはモロッコの内政に介入する意思がなく、スペインにはその力がない現状では、モロッコはフランスの勢力圏に入る可能性が高かった。そのためクローマーは、モロッコにおける譲歩に対して釣り合うエジプトにおける譲歩をフランスから引き出すこと、ランズダウンが外相会談で提示した三つの条件（詳細は後述）をフランスが満たすことが必要であるとしながらも、「フランスのモロッコにおける行動の自由を認めることが最善の策である」と結論づけたのである。⁽³⁶⁾

外相会談以後、両国の間ではモロッコとエジプトに関する議論を一体として進め、イギリスが提示した三つの条件に関してフランスが配慮する限りにおいて、イギリスはモロッコにおけるフランスの優越を認めるという大枠で交渉が進められることとなった。次節からは、三つの条件を個別に検討する。

(三) 沿岸部の中立化

モロッコに関する交渉においてイギリスが第一の条件としたのが、沿岸部の中立化であった。この地域に列強の強力な海軍が存在すれば、イギリスが領有するジブラルタルが脅かされるばかりでなく、イギリス本国からインドへ至る「帝国の道」に対する脅威となり得る。それゆえ、世界の海を支配するイギリスにとって、戦略的な価値の高いモロッコの沿岸部が他の列強の支配下に入ることは容認できなかった。⁽³⁷⁾

イギリスの危惧を裏づけるかのように、世紀転換期のモロッコを取り巻く安全保障環境は動揺していた。米西戦争でスペインが弱体化した隙を狙って、モロッコやその沖合の大西洋上に浮かぶカナリア諸島に戦勝国アメリカを含めた各国が進出する可能性が浮上していた。海軍戦略上の観点から、モロッコ周辺はイギリスだけでなく様々な列強にとって勢力圏を確立したい地域であり、モロッコで政治的な混迷が深まったことは、各国に進出の機会を与えた。英仏間の交渉でも、この地域の扱いが最大の焦点になったのである。⁽³⁸⁾

とりわけイギリスの疑念を招いていた存在が、一九世紀末から「世界政策」を掲げていたドイツであった。当時、遠洋航海を行うためには石炭の補給地が必要であり、外洋への進出を目指すドイツはモロッコに拠点を築こうとしていたとされた。さらに「帝国の道」や、地中海西部に浮かぶバレンシア諸島に対してもドイツの野心が疑われていた。⁽³⁹⁾ 他方で自国を地中海国家と見なすデルカッセも、既にその東端にあたるオスマン帝国への影響力を強めていたドイツの野心を懸念していた。衰退の兆しを見せつつあるオーストリア—ハンガリー帝国を併合して良港トリエステを獲得し、アドリア海を通じて地中海へドイツが進出するという筋書きも、ドイツ海軍の真の狙いが北海ではなく地中海での行動にあると信じるデルカッセにしてみれば、可能性が低いとは言いつれなかった。⁽⁴⁰⁾

七月七日の英仏外相会談では、ランズダウンがモロッコ沿岸部に対するイギリスの関心を強調した。両国間での交渉が始まる前から、スルタンの政権が崩壊した場合には、イギリスはタンジールを占領するだろうと考えられていたこともあり、この時の外相会談でもデルカッセは、フランスがタンジール周辺の中立化を検討することでイギリスの条件を満たすと述べた。⁽⁴¹⁾ この後ロンドンでは、ランズダウンとカンボン駐英大使が交渉を担うこととなるが、カンボンはパリとロンドンを頻繁に往復して両外相の円滑な意思疎通に大きく貢献した。二九日の会談でカンボンは、「モロッコ沿岸を中立化する点において、英仏両国の利害は一致している」というデルカッセの見解を伝えた。⁽⁴²⁾ また、イギリス帝国にとって死活的な利益であるジブラルタル海峡周辺の現状維持を含めて、モロッコにおける政治的・戦略的情勢の固定化でも両国は一致していた。このようにモロッコでの現状維持を大前提として、交渉の焦点は地中海から大西洋まで広がるモロッコの沿岸線のどれだけの範囲を中立化するのかという点に置かれたのである。

(四) スペイン政府への配慮

英仏協商の交渉において、イギリスはことあるごとにスペインの利益を重視しなくてはならないと主張した。イギ

リスはなぜ、交渉を進める上で譲れない第二の条件にしてまでスペインの利益を守ろうとしたのだろうか。

スペインは古くからモロッコの地中海沿岸に領土を持つており、米西戦争でキューバやフィリピンなどわずかに残った植民地を失った後、その不名誉を晴らす舞台として、この地域への関心を強めていた⁽⁴⁴⁾。独力ではモロッコへ進出できないスペインにとって、協力相手として二つの選択肢があった。

第一の選択肢は地中海沿岸への関心を共有するイギリスであったが、当時のイギリスとスペインの関係は最悪と言える状態だった。米西戦争のさなかにチェンバレンがアメリカとの同盟を提唱したことは、スペインに対する敵意を含んでいると受け止められた。戦争においてイギリスの支援を得られなかったこともあって、スペインにおけるイギリスへの感情は急速に悪化していた⁽⁴⁵⁾。これは、イベリア半島南端に三方からスペインに囲まれたジブラルタルを領有するイギリスにとって、憂慮すべき事態であった。スペインは一八九八年から翌年にかけてジブラルタル近郊で軍事演習を行ってイギリスを強く苛立たせていた⁽⁴⁶⁾。当然両国はモロッコに関して交渉できるような関係になく、スペインは第二の選択肢であるフランスとの提携を選んだ。

一九〇一年八月から既にモロッコで勢力圏を構築している仏西両国間で交渉が開始された。この交渉はデルカッセがイタリアとの交渉も同時に進めていたためになかなか進まなかったが、一九〇二年九月までには両国間で大筋の合意が成立した⁽⁴⁷⁾。

ところが同年末にスペインで政権交代が起きたことで、モロッコに関する仏西協定は土壇場で覆された。新政権はことさらイギリスと行動を共にする意向を強調した⁽⁴⁸⁾。結局スペインは第一の選択肢に回帰し、以後イギリスとスペインは、モロッコにおける現状維持という点で協力を深めていく。ランスダウンはデルカッセとの会談の中でスペインへの配慮を求め、デルカッセもスペインとは緊密な連絡を取り合っていると応じた。七月二日付のデルカッセ宛報告書の中でカンボンは、イギリスがドイツのモロッコへの介入を恐れており、フランスやスペインとのモロッコに関

する協定を望んでいると述べた。その上で、まず英仏間で非公式な覚書を交換してから、スペインの同意を取り付けた上で、三国の共同宣言として発表すべきであると論じている。⁽⁴⁹⁾

八月からは本格的な交渉がスタートし、五日の会談ではカンボンからフランスとスペインの交渉についての情報が提供されると同時に、両者は「スペイン政府に知らせずに、またその満足を得ずに、モロッコにおけるいかなる行動も取らない」点で一致した。ランズダウンは、英仏間交渉にスペインが疑念を抱かないように細心の注意を払う必要があると感じていた。⁽⁵⁰⁾このように、フランスとスペインの間で交渉される可能性もあつたモロッコ問題は、スペインでの政権交代によつて英仏間の議題となり、イギリスはスペインとの関係を維持するために、交渉の中でスペイン政府への配慮を強調したのである。

(五) 通商上の権利の尊重

交渉過程においてイギリスが提示した三つの条件のうち最後の点が、モロッコにおける通商の自由を維持することであつた。イギリスがモロッコの貿易において最大の比率を占めていたことを考えれば、この点を強調するのは自然と言える。

一九〇〇年代イギリスのモロッコに対する関心の中心の一つは貿易であり、タンジールは国際的に開放されるべきだと考えられていた。また一九〇三年の年頭には、駐スペイン大使が「イギリスはモロッコが貿易に開かれていることを望む」と述べている。⁽⁵¹⁾

このようなイギリスの要望に対して、外相会談でデルカッセは「フランスがモロッコでの優先的な地位を得ても、通商の自由には一切問題ない」と応じた。⁽⁵²⁾この外相会談で示されたフランス側の見解は、外務省から商務省 (Board of Trade) に提示され、八月には商務省からモロッコの貿易に関する文書がサンダーソン (Thomas Sanderson) 外務事

務次官に送られた。この文書は三つの覚書から成り、そのうちの二つがモロッコにおけるイギリスの通商上の権利に関するものと、モロッコの貿易統計に関するものであった。⁽⁵³⁾

第一の覚書では、一八五六年にイギリスとモロッコとの間で締結された通商航海条約によって、イギリス人の通商活動が最恵国待遇を受けるようになった点が確認された。また同じ年に結ばれた一般条約によって、イギリスはモロッコ各地の港に領事館を設置し、自国民に対して領事裁判権を行使することも認められていた。⁽⁵⁴⁾

第二のメモランダムでは、モロッコの貿易の動向が論じられた。当時モロッコの貿易に関する公的な統計は存在しなかったが、商務省は各地の港に駐在する領事からの年次報告書を基に、一八九六―一八九八年、及び一八九九―一九〇一年のモロッコの輸出入量と同国の港を利用した船舶による輸送量を算出した。⁽⁵⁵⁾ これによると、モロッコの総貿易量のうちイギリスが四五%前後、フランスが二〇%強、ドイツが一〇%強を占めており、スペインが八―九%で続いていた。そしてこのメモランダムでは、貿易量だけでなく海運会社の進出でも、イギリスが他国を圧倒的に上回っている点が強調された。このようにモロッコに対する経済的進出が最も進んでいたイギリスは、フランスが仮にモロッコを保護国化したとしても、通商の自由が認められることを強く望んだのである。⁽⁵⁶⁾

七月末にデルカッセとの議論を終えてロンドンに戻ったカンボンは、「イギリスがモロッコにおけるフランスの特別な地位を認める一方で、フランス政府は通商の自由が尊重されることを宣言する」⁽⁵⁷⁾ことを提案した。八月五日の会談ではモロッコが中心議題となり、これらの三つの条件について、フランス側の全面的な同意が再確認された。⁽⁵⁸⁾

以上本章で見てきたように、モロッコに関する交渉はエジプトに関する交渉と一体のものとして進められ、イギリスが前者におけるフランスの優越を三つの条件が満たされる限りにおいて認める代償として、フランスはイギリスによる後者の占領を認めるという大きな枠組みが成立した。一九〇三年八月から本格化した交渉は、翌年の三月まで続けられる。次章では、協商の締結に向けた交渉過程を論じる。

四 英仏協商の締結とその影響

(一) 交渉の停滞

前章で見たように、英仏協商の交渉はイギリス側が提示した三つの条件を中心に進められた。両国は全ての条件に關して原則的には合意していた。しかし唯一モロッコ沿岸部の戦略的利用に關しては、これを禁止する点では一致していたものの具体的に沿岸部などの範圍を中立地帯として、戦略的な利用を禁止するの点という点で相違があった。

八月に本格的な交渉を開始して間もなく、夏季休暇と帝国特惠關稅の導入をめぐる閣内の対立によって、交渉は九月末まで中断していた。中断期間を経て一〇月一日には、閣僚の了解を得たランズダウンが非公式に、受け入れ可能な協定案をカンボンに提示した。⁽⁵⁹⁾

この中でイギリスは、モロッコにおけるフランスの優越を認めつつも、七月の兩国外相會談において提示された三つの条件を再確認した。この協定案ではスペイン政府への配慮と通商上の權利に關しては、概ね従來の協議で示されたフランスの見解とも一致していたが、問題はモロッコ沿岸の中立化であった。この問題に關してイギリスは、地中海沿岸のアルジェリアとの國境からジブラルタル海峡を経て、カサブランカの南方に位置する大西洋岸のマザガンまでの範圍を指定するよう主張した。これはフランス側が求める「タンジール周辺の中立化」と比較すると非常に大きな範圍であり、兩國の衝突は避けられなかった。

この協定案を提示されたカンボンは本国へ一時帰国し、デルカッセと対応を協議した。七日の會談では、カンボンは協定案に対して概ね同意したが、フランスのエジプトでの讓歩とイギリスのモロッコでの讓歩の不均衡を指摘した。

これに対してランズダウンは、「そもそもエジプトにおけるイギリスの地位は既に確立されているが、フランスはモロッコにおいてこれから地位を確立しようとしている」と述べた。それゆえ、モロッコにおけるイギリスの譲歩が小さくなるのはやむを得ないと考えていたのである。⁽⁶⁰⁾

一方フランスの視点では、既に勢力が確立されているか否かという点は問題ではなかった。すなわち、イギリスはモロッコにおいて現時点では何も得ていない一方で、エジプトにおいてフランスが既に得た物——財政の共同管理権——を放棄させようとしているように見えた。カンボン⁽⁶¹⁾は、他の地域での代償を得られない限り、この条件では世論が協定を受け入れないと考えたのである。モロッコとエジプトの取引においては、イギリスが既存の地位を重視したのに対して、フランスは既存の権益を重視したと言える。

一〇月一日のイギリス側協定案に対する回答は、同月末に届いた。この中でフランスは、通商上の権利とスペインへの配慮に関してはイギリス案に同意した。他方で中立地帯に関しては、地中海沿岸のメリリヤから、ラバト北方で大西洋に注ぐセブ川右岸までの範囲を指定した。これはイギリス側の希望よりも狭い範囲であったため、フランスはジブラルタル海峡から半径五〇〇マイル以内の現状維持を保障するという妥協案を提示した。⁽⁶²⁾

一二月一九日には前月末のフランス案に対する回答が提示され、イギリスはフランスが提示した中立地帯の範囲に異議を唱えた。すなわち、セブ川よりも南方のラバトまで中立地帯を拡大することを求めたのである。⁽⁶³⁾カンボンは二度にわたってデルカッセと議論したが、イギリス案の受け入れは困難だった。⁽⁶⁴⁾一二月九日に行われた会談では、ランズダウンが一〇月末のフランス案で示されたジブラルタル海峡周辺の半径五〇〇マイル以内で現状を維持するという妥協案では、規定される範囲が広すぎると難色を示した。一方カンボンは、ラバトを中立地帯に含むことに強く反対した。⁽⁶⁵⁾ラバトにはフランスが持つ鉄道の重要な駅があり、この都市を勢力圏にとどめておく必要があった。もしスルタンの政権が崩壊すれば、ジブラルタル海峡周辺に広がる中立地帯はその地理的な位置からスペインの支配下に入る

と見られていたからである。それゆえ、フランスにとってラバトの中立化は受け入れ困難だった。⁽⁶⁶⁾一方ランズダウンは、中立地帯を含めなければラバトがフランス海軍の拠点になると恐れていた。⁽⁶⁷⁾

以上のように、一九〇三年末にはモロッコ問題は中立地帯の範囲をめぐって暗礁に乗り上げた。一方、この問題が英仏協商交渉で議論された中では最も重要な問題だったとすれば、⁽⁶⁸⁾最も交渉が難航したのはニューファンドランド島におけるフランスの漁業上の権利の放棄とそれに対する領土的補償に関する問題であった。この問題については最新の研究⁽⁶⁹⁾もあるため詳述は避けるが、簡単に言えばニューファンドランド島が一八世紀の初めにイギリス領となった後も、「フレンチ・シニア (French Shore)」と呼ばれる沿岸部において認められたフランス人の漁業権に関する問題である。イギリスはこの特権を放棄させたいと考えていた。⁽⁷⁰⁾この問題は合理的に言えば極めて些細な問題であったが、「神聖な条約上の規定として享受してきた権利の放棄は感情的な性格を帯びた」⁽⁷¹⁾。それゆえフランスは領土的補償をも求め、フランスの植民地に三方を囲まれたガンビアの割譲を要求したのである。これに対してイギリスはガンビアの割譲を頑なに拒んだ。⁽⁷²⁾妥協点を見いだせないまま一九〇四年の年明けを迎え、一月半ばにはカンボンが「満足できる形で進んできた交渉が、現在議論している問題に関して挫折すれば非常に不幸だ」と述べて、交渉の決裂を示唆する事態となったのである。⁽⁷³⁾

以上のようにモロッコ問題は具体的な中立地帯の範囲をめぐる相違を残すのみとなったが、ニューファンドランド島の漁業権の放棄とそれに伴う領土的補償に関しては、英仏間で妥協を探ることさえ困難であった。こうして一九〇四年初めには、最重要課題のモロッコとエジプトの取引がほぼ成立した一方で、協商交渉は決裂の危機を迎えたのである。

(二) 交渉の加速

ところがこの会談からおよそ二か月半後の四月八日に、英仏協商は調印される。一月下旬から四月初めまでの間に、一体何が交渉を進展させたのだろうか。

第一に、フランスはクローマーを通してイギリスに対して圧力を加え始めた。クローマーはエジプト総領事として、イギリスのエジプト支配をフランスに認めさせることの重要性を誰よりも強く認識しており、当初から協商の締結を支持していた。一月二〇日にフランスの総領事から協力を求められたクローマーは、可能な限り尽力すると応じた。⁽⁷⁴⁾ 彼は「ここで交渉を決裂させることは災難に他ならない」とランズダウンに警告した。⁽⁷⁵⁾

もう一つの要因は、極東情勢の急激な悪化であった。一月半ばになると、日露両国は列強からの調停案を受け入れない決意を固めていた。⁽⁷⁶⁾ 両国が開戦すれば、互いの同盟国であるイギリスやフランスも戦争に巻き込まれるかもしれない。しかも日清戦争の時と同じように、ロシアとフランス、ドイツが連携する可能性もあった。⁽⁷⁷⁾ イギリスとしては、早急に協商交渉を妥結させる必要が生じたのである。

他方でデルカッセにとつても、日露戦争の勃発は非常に不都合な事態だった。彼は英仏関係の改善が英露関係の改善に繋がることを望んでおり、これに三国同盟から距離を取りつつあるイタリア、フランスの影響力が強まりつつあるスペイン、さらにイギリスと同盟を結ぶ日本を加えた六か国が連携する世界観を描いていた。イギリスとの交渉に集中するあまり極東情勢を楽観視していた彼が事態の深刻さに気付いた時には手遅れで、事態の收拾は不可能だった。デルカッセは自らの外交戦略が崩壊したと感じ、激しく憤ったとされる。しかし彼はすぐに落ち着きを取り戻し、ロシアが戦争に忙殺されてヨーロッパで存在感を發揮できない状態では、イギリスと協力する以外に選択肢はないと判断した。⁽⁷⁸⁾

日露戦争が勃発した二月になっても、ニューファンドランド島での漁業権に関する一連の問題は解決しなかった。一月下旬に行われた会談の時点では、両者の主張は従来通り平行線をたどった。イギリスでは、ガンビアはフランスが周囲を取り囲む地域を植民地化する以前の領土であり、割譲できないという意見が強かった。「適切な補償はガンビアしかありえない」という主張を繰り返すカンボンとの溝は深いままであった。⁽⁷⁹⁾

この後も様々な代替案が提示されるが、両国の意見が妥協点を見いだせないまま二月も下旬に差し掛かっていた。結局二五日にランズダウンが、フランス側がガンビアの代わりに要求したギニア沖に浮かぶロス諸島の割譲に同意し、この決定が三月一日に閣議で承認されたことよって、交渉を決裂寸前まで追い詰めたニューファンドランド島におけるフランスの漁業権放棄と、領土的補償に関する問題が解決した。そこでようやく他の問題を議論する余裕が生まれ、三月中旬から交渉の中心は再びモロッコに戻ったのである。

三月一日の会談でカンボンは、ラバトの中立化に関する問題がまだ解決していないことを指摘した。これに対してランズダウンは、「ラバトを中立地帯に含めるべきではないというフランスの主張に同意した」⁽⁸¹⁾。この方針転換の正確な理由は明らかではないが、漁業権をめぐる問題が解決したことで交渉が勢いづいたのかもしれない。こうしてモロッコ沿岸の中立化をめぐる問題もあつげなく解決し、三月中旬にはデルカッセにイギリス側の協定草稿が提示された。

このうちモロッコに関する草稿は、五条から成っていた。フランスの優越を認めた第一条に続いて、第二条ではフランス政府が自由貿易原則を完全に尊重することを約束し、イギリス産品がフランス産品と同等の待遇を受けると定めた（通商の自由）。第三条では、ジブラルタル海峡における自由な航行を保障するために、両国はいかなる陸海軍の要塞も定められた中立地帯に建設せず、また他国による建設を認めないとした（沿岸部の中立化）。第四条は、問題の解決にとって最も重要な要素がスペインの政治的・領土的関心であるとして、フランスとスペインの間での合意形成

を求めた(スペイン政府への配慮⁽⁸²⁾)。

三月二一日に、カンボンによつて示されたエジプトとモロッコに関するフランス側協定草稿⁽⁸³⁾でも、イギリス側協定案との基本的な相違点はなかった。交渉が最終盤に差し掛かった三月下旬にかけて、フランス漁業界からの圧力によつて協商の成立が危ぶまれたが、ランズダウンの強い態度とモンソン駐仏大使の巧みな外交手腕によつてフランス政府は圧力をはねのけ、四月六日には最終的な文言に關して合意が成立したのである。

(三) 英仏協商の締結

こうして一九〇四年四月八日、イギリス外務省の一室においてランズダウンとカンボンが調印したことで、①ニューファンドランド、西アフリカ、中央アフリカに關する協定、②エジプトとモロッコに關する共同宣言、③シヤム、マダガスカル、ニューヘブリーデーズ(現バヌアツ)に關する共同宣言の三つから成る、英仏協商が成立した。以下では本稿の焦点となる②のうちモロッコに關する条項について、イギリス側が挙げた三つの条件に沿つた形で検討したい。

まずモロッコ沿岸部の中立化に關しては、第七条で保障された。ここでは、三月一日にランズダウンとカンボンの間で合意に達したように、ジブラルタル海峡の自由な航行を保障するために、地中海沿岸のメリリヤ(同市は除外)から大西洋沿岸のセブ川右岸までの範囲にいかなる要塞や戦略拠点の建設も認めないと明言した。なお、既にスペインの占領下にある地中海沿岸にはこの条項を適用しないという但し書きが付け加えられた。

通商の自由に關しては、第四条でその完全な尊重が宣言され、具体的には両国がエジプトとモロッコにおいて相互の経済活動を対等に扱ふと規定された。この条項は三〇年間の期限付きであつたが、期限の一年前までに破棄が通告されない限り、五年ごとに延長される仕組みであつた。

スペイン政府との関係については、第八条と秘密協定の第三・四条で言及された。まず公開された条項では、両国はスペインの利益に特別な配慮を示すことが宣言された。またフランスには、協商締結後にスペインとの間で協定を結ぶことと、その協定の内容をイギリスに通告することが求められた。秘密協定においては、スルタンの権威が及ばなくなった場合には、スペイン領であるメリリヤやセウタの周辺を同国の勢力圏とすること、中立地帯の行政権をスペインに委任することが定められた。以上は草稿の内容を踏襲していたが、協商においては締約国ではないスペインに対しても、協商第四条と第七条（前記）の受諾が求められた。また秘密協定では、もしもスペインがこれらの条項に対する同意を拒否した場合でも、英仏間の協定は有効であるとされた。⁽⁸⁴⁾ こうしてイギリスから合意を取り付けたフランスは、息をつく暇もなくスペインとの交渉に向かうのである。⁽⁸⁵⁾

このように、英仏協商ではイギリスが提示した三つの条件が満たされる形で、フランスのモロッコにおける優越が承認され、イギリスによるエジプトの占領も認められた。時に困難な問題に直面しながらも、全ての議題が我慢強い交渉と細部への注意によって解決され、⁽⁸⁶⁾ 両国の争いに一応の終止符が打たれたのである。

（四）英仏協商への反応と「三国協商」の成立

英仏協商の締結は両国で熱狂的に歓迎された。イギリスでは議会が満場一致でこの協定を承認し、フランスでも一部の国粋主義者や強硬な植民地主義者などを除いて、協商に好意的な論調が大半を占めた。一一—一二月にかけてフランス両院は協商を批准した。⁽⁸⁷⁾

またフランスでは、イギリスはロシアとの間でも同様の協定を結ぶことが可能ではないかという考えが広まり、デルカッセもこの目標に向けてフランスが英露間で積極的な役割を果たすべきだと考えた。「ル・タン（*Le Temps*）」紙には、ロシア大使が「ロシアも英仏協商を歓迎する」と述べた記事が掲載され、英露接近への期待はさらに高まった。⁽⁸⁸⁾

実際にデルカッセは、英仏協商が露仏同盟と繋がることによって、フランスには追加的な安全保障がもたらされると考えていた。一方イギリスにとつても、英仏協商によって疑いなくロシアへの接近は容易になった。そしてイギリスが対露関係の改善を図る際には、フランスは両国を繋ぐ軸として便利な役割を果たすことができたのである。こうして英仏協商は、イギリス外交にとつて一九世紀以来模索していたロシアとの関係改善を実現する第一歩となった。

他方で世紀転換期にイギリスとの関係改善に失敗していたドイツは、英仏関係の改善に不満を募らせていた。世界各地で問題を抱えていた英仏関係とは異なり、英独両国は特定の地域において衝突しているわけではなかった。それにもかかわらずイギリスとフランスが接近したばかりか、イギリスとロシアとの関係も好転する可能性が高くなったことで、ドイツは深刻に「包囲 (encirclement)」の脅威を感じ始めた。当初ドイツは、日露戦争の勃発によってフランスが英仏協商か露仏同盟のどちらかを放棄せざるを得ないと期待したがこの希望的観測は実現せず、ドイツはモロッコを協商への挑戦の舞台に選ぶのである。

一九〇五年三月三十一日、ヴィルヘルム二世が突然タンジールに上陸してモロッコの保護者を自称した(タンジール事件)。この事件は、英仏協商に挑戦し、可能であれば破壊しようとする試みであると必然的に見なされた。⁽⁹⁰⁾その後ドイツはモロッコにおけるフランスの立場を切り崩すべく、国際会議の開催に向けた行動を活発化した。ドイツの主張にはスルタンも同調し、フランスとモロッコの交渉は進展しなかった。六月には会議の開催に抵抗していたデルカッセが閣内で孤立して辞任に追い込まれ、フランスは国際会議の開催に渋々同意した。こうして一九〇六年一月から、スペインのアルヘシラスにモロッコやヨーロッパ諸国、アメリカの代表が集まり、モロッコ問題に関する議論が交わされた。⁽⁹¹⁾

ドイツはモロッコで英仏協商を揺さぶると同時に、東方では露仏同盟の動揺を企図した。一九〇五年七月、ヴィルヘルム二世はニコライ二世と単独で会談し、極秘に同盟を締結した。⁽⁹²⁾これは露仏両国の離間を図る一方で、可能なら

ば独露両国にフランスを巻き込んで、イギリスに対抗する大陸ブロックを形成しようとするものであった。⁽⁹³⁾ 結局、この同盟は独露両国の政府の同意を得ていなかったため、直後に破棄された。

その後ロシアは、日露戦争中に傷ついたイギリスとの関係を修復しようとした。一九〇六年からは両国間で中央アジアに関する交渉が始まり、翌年八月三十一日に英露協商が成立した。⁽⁹⁴⁾ こうしてイギリスは、英仏協商の成立を足掛かりに、従来から存在していた露仏同盟を通してロシアとの関係改善にも成功した。ここにいわゆる「三国協商」が成立し、ドイツは唯一の頼れる同盟国オーストリア＝ハンガリー帝国への依存を強めたのである。

五 おわりに

英仏協商によってモロッコでは、スペインの勢力圏となった一部の沿岸部を除いて、大部分でフランスの優越が認められ、協商の条項に基づいてフランスとスペインの間でも協定を結ぶと定められた。イギリスで協商が熱狂的に歓迎されたのも先述のとおりである。それでは、イギリスはモロッコに関していったい何を待たしたのであるうか。

まず、イギリスにとってモロッコ問題とはいかなる問題だったのかという問いに答える必要がある。一九〇三年七月二十九日の会談で、「エジプトの問題を現時点では放置する」ことを提案したカンボンに対して、ランズダウンは問題外だとして拒否している。⁽⁹⁵⁾ モロッコに関する交渉は、エジプトに関する交渉と一体でなくてはならなかった。また、少なくともイギリス側の史料を見る限り、イギリスはモロッコに進出して領土を得ようとは考えていなかった。これらの点から浮かび上がるのは、語弊を恐れずに言えば、イギリスにとってモロッコ問題それ自体が重要なわけではなかったという事実である。エジプトとの取引材料となることで、モロッコ問題が際立った重要性を帯びたのである。

では、イギリスはフランスとの交渉において何を求めたのだろうか。もちろん、本論で詳述した三つの条件——沿岸部の中立化、スペイン政府への配慮、通商上の権利の尊重——が重要であったことは明白である。それに加えて、フランスがイギリスによるエジプトの支配を認めることも必要であった。イギリスはモロッコがフランスの勢力圏に入ることはやむを得ないと考えており、現地政権の動揺に伴ってフランスの影響力が拡大することを前提とした上で、自国の権益に関する保障を求めたと見える。その中でも海軍戦略の観点から、当時のイギリスが持っていた海外拠点のうちで最も重要だと言っても過言ではないジブラルタルの周辺が他国の海軍に利用されないことは、絶対に妥協できない点であった（沿岸部の中立化）。そしてジブラルタルを三方から取り囲み、モロッコにも関心を抱いているスペインとの関係は悪化させてはならなかった（スペイン政府への配慮）。また、フランスによる占領で通商が打撃を受けたマダガスカルやチュニスの二の舞は避ける必要があった（通商上の権利の尊重）。イギリスが何よりも求めたのは、モロッコの支配者が誰であれ、この地域が動揺せずに現状が保たれることに尽きた。

それゆえイギリスは、モロッコに新たな勢力が進出して現状を乱すことを恐れた。だからこそ既に大きな権益を持つ自国とフランス、スペインの三国でモロッコ問題を解決しようと考えたのであろう。実は一八八〇年にはモロッコに関する国際会議がマドリッドで開催され、ヨーロッパの小国に加えてアメリカまでもが参加している。しかし本稿で扱った時期において、英仏両国はモロッコ問題を扱う国際会議を自発的に開こうとはしなかった。新たな勢力の進出を排除する点で、イギリスとフランスの思惑は一致していた。三(一)で触れたように、一九〇二年末に行われた会談でカンボンが交渉が「利害を持つ国」に限られるべきであると述べた。彼は自身で明かしたようにドイツを念頭に置いていたが、これに対してランズダウンは特に言及せず、事実上ドイツの排除を黙認したと言える。二(二)で述べたように、ドイツはモロッコに対する野心があると考えられていたものの、特筆すべき権益を持っているわけではなかった。イギリスにとって野心にあふれるドイツがモロッコに進出することは現状への挑戦に他ならず、フランスとの協

商によってモロッコにおける現状の固定化を図ったのである。

ところが、モロッコに関する現状維持勢力のみの交渉で生まれた秩序は、すぐさまドイツの挑戦を受けた。フランスがイタリアにまで根回しを済ませていたにもかかわらず、自国には何の断りもなかったことに不満を募らせたドイツは、タンジール事件を起こしてアルヘシラス会議の開催を迫った。皮肉なことに、モロッコ問題を現状維持勢力で解決しようとする英仏両国の思惑とは裏腹に、彼らの姿勢はモロッコに各国の視線を集中させる国際会議をもたらした。こうして、モロッコの動揺を抑えて自らの権益を守ろうとするイギリスやフランスと、海外進出の拠点を求めたドイツ、さらには国内での権威回復を狙うスルタンの思惑が複雑に絡み合い、モロッコは国際政治の焦点となったのである。

- (1) Thomas W.L. Newton, *Lord Lansdowne: A Biography* (London: Macmillan, 1929); P.J.V. Rolo, 'Lansdowne' in Keith M. Wilson (ed.), *British Foreign Secretaries and Foreign Policy: From Crimean War to First World War* (London: Wolfeboro, 1986).
- (2) P.J.V. Rolo, *Entente Cordiale: The Origins and Negotiation of the Anglo-French Agreements of 8 April 1904* (London: Macmillan, 1969); Christopher Andrew, *Théophile Delcassé and the Making of the Entente Cordiale* (London: Macmillan, 1968).
- (3) Rolo, *Entente Cordiale*, chapter 5; M.B. Hayne, *The French Foreign Office and the Origins of the First World War, 1898-1914* (Oxford: Oxford U.P., 1993).
- (4) 特に重要な研究として、Rolo, *Entente Cordiale*; Christopher Andrew, 'France and the Making of the Entente Cordiale', *Historical Journal* 10:1 (1967) pp. 89-105; K.M. Wilson, *The Policy of the Entente: Essays on the Determinants of British Foreign Policy 1904-1914* (Cambridge: Cambridge U.P., 1985).
- (5) 君塚直隆『パクス・ブリタニカのイギリス外交——パーマストンと会議外交の時代』（有斐閣、二〇〇六年）、七六頁によれば、「ヨーロッパの瀕死の病人」と呼ばれたオスマン帝国の弱体化と解体過程に伴って発生した様々な問題の総称である。

- (6) 佐藤次高編『新版世界各国史Ⅷ 西アジア史Ⅰ』(山川出版社、二〇〇二年)・南村隆夫『モロッコ近代外交史 一八三〇—一九二二年』(勁草出版サーベイスセンター、一九八八年)。
- (7) G.P. Gooch and Harold Temperley (eds.), *British Documents on the Origins of the War* [BD], No. 308: Salisbury to Drummond-Wolff, 7 June 1899.
- (8) *Ibid.*, No. 332: Durand to Lansdowne, 3 January 1903.
- (9) Eugene Anderson, *The First Moroccan Crisis, 1904-1906* (Chicago: Chicago U.P., 1930), p. 2.
- (10) BD, No. 325: Lansdowne to Monson, 15 October 1902; *ibid.*, No. 328: Memorandum to Macllean, 24 October 1902; Anderson, *The First Moroccan Crisis*, p. 17.
- (11) A.J.P. Taylor, 'British Policy in Morocco, 1886-1902', *English Historical Review*, 66:3 (1951), p. 342; Christopher Andrew, 'German World Policy and the Reshaping of the Dual Alliance', *Journal of Contemporary History*, 1:3 (1966), pp. 137-151.
- (12) BD, No. 345: Durand to Lansdowne, 31 March 1903; *ibid.*, No. 348: Lansdowne to Monson, 13 May 1903. ノンハントに於ては「インフリカ・ロー」植民地派の活動に「こういふ」Christopher Andrew and A.S. Kanya-Forsiner, 'The French 'Colonial Party': Its Composition, Aims and Influence', *Historical Journal*, 14:1 (1971), pp. 99-128; L. Abrams and D.J. Miller, 'Who were the French Colonialists?: A Reassessment of the Parti Colonial, 1890-1914', *Historical Journal*, 19:3 (1976), pp. 685-725.
- (13) Anderson, *The First Moroccan Crisis*, pp. 5-7 に「この」一八八九年に設立されたこの委員会は「インフリカ問題に関する強力な圧力団体となった。会員数は七〇人と小規模だったが、議会や軍、官僚、学界や新聞界に人脈を形成していた。」
- (14) Anderson, *The First Moroccan Crisis*, pp. 8-9; Rolo, *Entente Cordiale*, Chapter 4; Andrew, 'France and the Making', pp. 90-92.
- (15) Anderson, *The First Moroccan Crisis*, p. 7; Andrew, 'German World Policy', p. 138.
- (16) Andrew, 'France and the Making', pp. 89-99; Robert and Isabelle Tombs, *The French and the British from the Sun King to the Present* (New York: Knopf, 2007), pp. 142-144 に「これは」イギリスに於けるエジプト占領後「フランスはこの既成事実を認めなかった。ファシヨダムの遠征も」エジプトの動搖を意図していた。ファシヨダム事件後「フランスはイギリスの支配を認めるに至った。」
- (17) BD, No. 321: Lansdowne to Monson, 23 July 1902; Rolo, *Entente Cordiale*, pp. 135-137.

- (18) *BD*, No. 322: Lansdowne to Monson, 6 August 1902.
- (19) Rolo, *Enente Cordiale*, p. 142 に加えて、この時期の CAB37 も参照。
- (20) Newton, *Lord Lansdowne*, p. 269; Taylor, 'British Policy in Morocco', p. 373.
- (21) *BD*, No. 330: Lansdowne to Monson, 31 December 1902; Rolo, *Enente Cordiale*, pp. 147-148.
- (22) *Ibid.*, pp. 149-151.
- (23) J.F.V. Keiger (ed.), *British Documents on Foreign Affairs: Reports and Papers from the Foreign Office Confidential Print* (Frederick: University Publications of America, 1989) Series F: Europe, 1848-1914, Part I: From the Mid-Nineteenth Century to the First World War, Vol. 11: France, 1891-1904 [BDF4], Doc. 226; Monson to Lansdowne, 30 January 1903; *ibid.*, Doc. 235; Memorandum by de Bunsen, 12 March 1903; Rolo, *Enente Cordiale*, p. 152.
- (24) エドワード七世の訪仏にまつては君塚直隆『エドワード七世の国際政治——エドワード七世と古典外交の時代』（中央公論新社、二〇一二年）、一〇三—一〇四頁。
- (25) 同上、一一一頁によると国王のフランス訪問は、「デルカッセにとつても次の一步を踏み出す際に重要な起点となつてくれた」のであり、植民地派の雑誌 (*Dépêche Coloniale*) では「重要な懸案事項を解決するための手がかりを与えてくれた」と評された。Newton, *Lord Lansdowne*, p. 279 & Anderson, *The First Moroccan Crisis*, pp. 86-87 ほか、より良い雰囲気を形成したと評価されてゐる。
- (26) Rolo, *Enente Cordiale*, pp. 171-173.
- (27) *Ibid.*, p. 173.
- (28) 当時植民地省は独立してゐなかつた。Andrew, 'France and the Making' を参照。
- (29) Rolo, *Enente Cordiale*, p. 175.
- (30) *Ibid.*, pp. 174-176; *BD*, No. 356: Lansdowne to Monson, 2 July 1903.
- (31) ルーネ訪英に關しては君塚、『エドワード七世の国際政治』一一二—一一六頁。
- (32) *BD*, No. 357: Lansdowne to Monson, 7 July 1903; *ibid.*, No. 358; Lansdowne to de Bunsen, 15 July 1903; *BDF4*, Doc. 258; de Bunsen to Lansdowne, 17 July 1903.
- (33) *BD*, No. 357: Lansdowne to Monson, 7 July 1903.

- (34) Andrew, 'France and the Making', p. 92.
- (35) *BD*, No. 310: Drummond-Wolff to Salisbury, 9 June 1900.
- (36) *Ibid.*, No. 359: Cromer to Lansdowne, 17 July 1903.
- (37) *Ibid.*, No. 308: Salisbury to Drummond-Wolff, 7 June 1899 からは、一八九九年の段階でイギリスがスルタン政権の崩壊を懸念しつつあったことが分かる。
- (38) *Ibid.*, No. 359: Cromer to Lansdowne, 17 July 1903.
- (39) *Ibid.*, No. 378: Lansdowne to Monson, 9 December 1903.
- (40) Andrew, 'German World Policy', pp. 140-141.
- (41) *BD*, No. 311: Drummond-Wolff to Salisbury, 11 October 1901; *ibid.*, No. 343: Durand to Lansdowne, 25 March 1903; Taylor, 'British Policy in Morocco', pp. 343-344.
- (42) Rolo, *Entente Cordiale*, p. 181.
- (43) *BD*, No. 363: Lansdowne to Monson, 29 July 1903.
- (44) Anderson, *The First Moroccan Crisis*, p. 36.
- (45) *BD*, No. 300: Drummond-Wolff to Salisbury, 15 May 1898.
- (46) *Ibid.*, No. 301: Drummond-Wolff to Salisbury, 23 May 1898; *ibid.*, No. 305: Drummond-Wolff to Salisbury, 10 March 1899.
- (47) Anderson, *The First Moroccan Crisis*, pp. 37-38.
- (48) *BD*, No. 332: Durand to Lansdowne, 3 January 1903; *ibid.*, No. 335: Durand to Lansdowne, 17 January 1903; Anderson, *The First Moroccan Crisis*, pp. 38-39.
- (49) Rolo, *Entente Cordiale*, p. 182, p. 189.
- (50) *BD*, No. 364: Lansdowne to Monson, 5 August 1903; Anderson, *The First Moroccan Crisis*, pp. 89-90; Rolo, *Entente Cordiale*, pp. 195-196, p. 200.
- (51) *BD*, No. 322: Lansdowne to Monson, 6 August 1902; *ibid.*, No. 332: Durand to Lansdowne, 2 January 1903.
- (52) *Ibid.*, No. 357: Lansdowne to Monson, 7 July 1903; Rolo, *Entente Cordiale*, p. 182.
- (53) CAB37/65/53: Hopwood to Sanderson, 14 August 1903. 本文の言及しつつなら残りの一つは、マダガスカルとチュニスに

おけるイギリスの通商上の権利の歴史に関するもの。

- (54) *Ibid.*, Memorandum I: British Commercial Rights in Morocco, date unknown.
- (55) 船舶による輸送量が含まれてくるため、(二)に挙げた Anderson が用いたモロッコの貿易に関するフランス政府の公式統計とは多少異なる。
- (56) *Ibid.*, Memorandum II: Memorandum *re* Morocco Trade, date unknown.
- (57) *BD*, No. 363: Lansdowne to Monson, 29 July 1903.
- (58) *Rolo*, *Entente Cordiale*, p. 155.
- (59) 文一〇五―一〇六に掲げられた協定案については *BD*, No. 369: Lansdowne to Cambon, 1 October 1903; *Rolo*, *Entente Cordiale*, pp. 205–207 を参照。
- (60) *BD*, No. 370: Lansdowne to Monson, 7 October 1903; Ministère des Affaires Étrangères (ed.), *Documents diplomatiques français* [*DDF*], 2nd ser. (14 vols., Paris: Imprimerie Nationale, 1930–1955), t. 4, No. 30: Cambon to Delcassé, 22 October 1903; *Rolo*, *Entente Cordiale*, p. 208.
- (61) *DDF*, No. 7: Cambon to Delcassé, 11 October 1903; *Rolo*, *Entente Cordiale*, p. 210.
- (62) *DDF*, No. 36: Delcassé to Cambon, 24 October 1903; *ibid.*, No. 40: Cambon to Lansdowne, 26 October 1903.
- (63) *BD*, No. 376: Lansdowne to Cambon, 19 November 1903; *Rolo*, *Entente Cordiale*, p. 217.
- (64) *DDF*, No. 98: Cambon to Delcassé, 22 November 1903.
- (65) *BD*, No. 378: Lansdowne to Cambon, 9 December 1903; *DDF*, No. 117: Delcassé to Cambon, 6 December 1903.
- (66) *BD*, No. 380: Lansdowne to Monson, 11 December 1903; *DDF*, No. 119: Cambon to Delcassé, 10 December 1903; *ibid.*, No. 120: Cambon to Delcassé, 11 December 1903.
- (67) Anderson, *The First Moroccan Crisis*, p. 94.
- (68) *BD*, No. 357: Lansdowne to Monson, 7 July 1903; *ibid.*, No. 359: Cromer to Lansdowne, 17 July 1903; *ibid.*, No. 370: Lansdowne to Monson, 7 October 1903.
- (69) Kurt Komerski, 'Development and Diplomacy: The Lobster Controversy on Newfoundland's French shore, 1890–1914', *International History Review*, 36:1 (2014), pp. 45–69.

- (70) *BD*, No. 369: Lansdowne to Cambon, 1 October 1903.
- (71) *Ibid.*, No. 357: Lansdowne to Monson, 7 July 1903.
- (72) *Ibid.*, No. 380: Lansdowne to Monson, 11 December 1903.
- (73) *Ibid.*, No. 384: Lansdowne to Monson, 13 January 1904; Rolo, *Entente Cordiale*, pp. 232-236.
- (74) *Ibid.*, p. 237.
- (75) *BD*, No. 387: Cromer to Lansdowne, 21 January 1904; Rolo *Entente Cordiale*, p. 237.
- (76) *Ibid.*, p. 237, 君塚『ヤン・ホセッタの国際政治』一五四頁。
- (77) Anderson, *The First Moroccan Crisis*, p. 100.
- (78) *Ibid.*, pp. 100-101.
- (79) *BD*, No. 388: Lansdowne to Monson, 23 January 1904; Rolo, *Entente Cordiale*, p. 238.
- (80) *BD*, No. 391: Lansdowne to Monson, 25 February 1904; Rolo, *Entente Cordiale*, pp. 245-246.
- (81) *DDF*, No. 341: Cambon to Delcassé, 11 March 1904; *ibid.*, No. 342: Cambon to Delcassé, 11 March 1904.
- (82) *BD*, No. 417: Declaration between the United Kingdom and France respecting Egypt and Morocco, Signed at London, April 8 1904. (7) (7) は英仏協商の本協定と併記して、両国が提示した草稿を掲載やれらる。
- (83) *DDF*, No. 354: Delcassé to Cambon, 20 March 1904. フランスはエジプトと摩洛哥に関しそれぞれ独立した協定草稿をそれぞれ「エジプトと摩洛哥に関する協定」の草稿として一体化して答えた。
- (84) 英仏協商の各条項の内容については *BD*, No. 417: Declaration between the United Kingdom and France respecting Egypt and Morocco, Signed at London, April 8 1904.
- (85) *DDF*, No. 391: Cambon to Delcassé, 8 April 1904.
- (86) Rolo, *Entente Cordiale*, p. 270.
- (87) *BDF*, Doc. 323: Monson to Lansdowne, 13 November 1904; *ibid.*, Doc. 328: Monson to Lansdowne, 8 December 1904. 協商は国民議会では四四三対一〇五、元老院では二一五対三七で可決、批准された。
- (88) *BD*, No. 418: Monson to Lansdowne, 12 April 1904.
- (89) Rolo, *Entente Cordiale*, pp. 273-274.

- (90) Thomas G. Ote, "The Winston of Germany": The British Foreign Policy Elite and the Last German Emperor, *Canadian Journal of History*, 36:3 (2001), pp. 471-504.
- (91) 南村隆夫『モロッコ外交—アルヘシラス会議—(勁草書房、一九九〇年)。
- (92) 独露同盟に関しては、西山克典「露独両帝の往復文書(一八九四—一九一四年)(その二)」『国際関係・比較文化研究』第六巻第一号(二〇〇七)九—一一頁。
- (93) Dominic C. B. Lieven, *Russia and the Origins of the First World War* (London: Macmillan, 1983), p. 66.
- (94) 英露協商の締結に関しは、君塚『スル・エボックの国際政治』二四八—二五九頁。Beryl J. Williams, "The Strategic Background to the Anglo-Russian Entente of August 1907", *Historical Journal*, 9:3 (1966) pp. 360-373; Cadra P. McDaniel, 'Crossroads of Conflict: Central Asia and the European Continental Balance of Power', *Historian*, 73:1 (2011) pp. 41-64.
- (95) *BD*, No. 363: Lansdowne to Monson, 29 July 1903.

谷 一巳(たに かずし)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
所属学会 日本国際政治学会
専攻領域 イギリス外交史、国際関係史